



県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *8 和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務学事課)
- *9 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営改革室)
- *10 和歌山県都市公園条例等の一部を改正する条例 (")
- *11 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)
- *12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *13 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *14 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *15 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *16 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *17 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *18 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *19 職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *20 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *21 和歌山県文化芸術振興条例 (文化国際課)
- *22 和歌山県統計調査条例 (調査統計課)
- *23 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)
- *24 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *25 公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例 (食品・生活衛生課)
- *26 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (")
- *27 和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)
- *28 和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)
- *29 和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *30 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")
- *31 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (医務課)
- *32 和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例 (健康づくり推進課)
- *33 和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例を廃止する条例 (農業農村整備課)
- *34 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)
- *35 和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *36 和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例 (")
- *37 和歌山県下津港入港料条例の一部を改正する条例 (")
- *38 和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (")
- *39 和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例 (")
- *40 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)
- *41 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *42 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")
- *43 和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")
- *44 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *45 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (")
- *46 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (")

*47 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(財政課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

1 条例概要

統計法及び和歌山県統計調査条例の改正並びに統計報告調整法の廃止に伴い、規定の整備を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の事務部局及び教育委員会の事務局の職員の定数を改めました。(第2条関係)

知事の事務部局 3,954人 → 3,844人

教育委員会の事務局 218人 → 206人

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

次の条例中の指定管理者の指定の期間を改めました。

- (1) 和歌山県都市公園条例
- (2) 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例
- (3) 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例
- (4) 県民水泳場設置及び管理条例
- (5) 和歌山県民文化会館設置及び管理条例
- (6) 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例
- (7) 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例
- (8) 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例
- (9) 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例
- (10) 護摩壇山森林公園設置及び管理条例
- (11) 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例
- (12) 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例
- (13) 和歌山県マリーナ条例
- (14) 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例
- (15) 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例
- (16) 和歌山県流域下水道条例
- (17) 根来山げんきの森設置及び管理条例
- (18) 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例
- (19) 和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例
- (20) 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例
- (21) 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例
- (22) 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例
- (23) 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例

(24) 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホール設置及び管理条例

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長しました。(第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

(1) 勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第6条関係)

(2) 初任給調整手当の上限額を改定しました。(第20条関係)

(3) 結核性疾患による休職者に支給する給与の支給割合等を改めました。(第26条及び附則第15項関係)

(4) 給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第14項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長するとともに、規定の整備を行いました。(第7条及び附則第2項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長するとともに、規定の整備を行いました。(第11条並びに附則第2項及び第3項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の旅費について近距離旅行に係る支給条件を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第23条関係)

2 施行期日

平成21年6月1日から施行します。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正等に伴う規定の整備を行いました。(第12条、第19条から第22条まで及び第27条から第30条まで関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 職員の 1 週間当たりの勤務時間を原則として 38 時間 45 分に改めました。(第 2 条関係)
- (2) 1 日に割り振る勤務時間を原則として 7 時間 45 分に改めました。(第 3 条関係)
- (3) 休憩時間を 1 時間に改めました。(第 6 条関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、規定の整備を行いました。(第 3 条、第 8 条、第 9 条及び第 25 条から第 29 条まで関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 9 条の改正は、公布の日から施行します。

◇職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

修学部分休業の取得可能時間及び取得単位並びに職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第 2 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高齢者部分休業の取得可能時間及び取得単位並びに職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に減額する勤務 1 時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第 2 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県文化芸術振興条例

1 条例概要

文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めました。

- (1) 文化芸術の振興に関し、基本理念及び県の責務を定めました。(第 1 章関係)
- (2) 文化芸術振興基本計画について定めました。(第 2 章関係)
- (3) 文化芸術の振興に関する基本的施策について定めました。(第 3 章関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県統計調査条例

1 条例概要

統計法の全部改正に伴い、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めました。その主な内容は、次のとおりです。

- (1) 県基幹統計調査について必要な事項を定めました。(第 3 条から第 7 条まで関係)
- (2) 県統計調査の結果の公表について定めました。(第 8 条関係)
- (3) 調査票情報の利用等について必要な事項を定めました。(第 9 条から第 12 条まで関係)
- (4) 罰則について定めました。(第 14 条から第 17 条まで関係)

2 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 図書等の定義を改めました。(第8条関係)

(2) 出会い喫茶等営業を新たに規制することとしました。(第8条、第21条の7から第21条の12まで、第29条の2及び第33条関係)

2 施行期日

平成21年5月1日から施行します。

◇和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

指定管理者の指定の期間並びに利用料金の種別及び額の上限を改めました。(第6条及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、利用料金に係る改正は、平成21年10月1日から施行します。

◇公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公衆浴場において男女を混浴させてはならない年齢を引き下げるとともに、規定の整備を行いました。(第6条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品等事業者の公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を改めました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第2条及び第8条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

1 条例概要

掛金を滞納して加入者としての地位を失ったときに、脱退一時金を支給するとともに、脱退一時金等の額から滞納の額を差し引くことができるよう改めるほか、規定の整備を行いました。(第13条、第13条の2及び第16条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県女性相談所を和歌山県子ども・障害者相談センターに統合するとともに、規定の整備を行いました。(題名、第1条及び第3条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園及び和歌山県立古座あさかせ園を障害者支援施設とするとともに、指定管理者の指定の期間を改めました。(第2条及び第6条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県看護職員修学資金の種類及び貸与の対象者についての要件を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第3条、第6条、第8条から第13条まで及び別表関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

港湾施設使用料の額の改定等を行うとともに、指定管理者の指定の期間を改めました。(第13条及び別表第1関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、港湾施設使用料に係る改正は、平成21年5月1日から施行します。

◇和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

工業港区内の建築物等の規制を改めました。(別表関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

漁港漁場整備法の一部改正に伴う規定の整備等を行うとともに、指定管理者の指定の期間を改めました。(第2条、第3条、第5条、第7条、第9条から第12条まで、第16条、第19条及び第25条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

入港届の提出の時期を改めるとともに、規定の整備を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

池田港の廃止に伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国有財産法の条項に関して規定の整備を行いました。(第1条及び第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育職員の給与について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第6条関係)
- (2) 結核性疾患による休職者に支給する給与の支給割合等を改めました。(第22条及び附則第5項関係)
- (3) 給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第12項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村立学校職員の給与について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第8条関係)
- (2) 結核性疾患による休職者に支給する給与の支給割合等を改めました。(第23条並びに附則第4項及び第12項関係)
- (3) 給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第11項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めました。(第2条及び第4条関係)

県立中学校	53人	→	59人
高等学校	2,358人	→	2,300人
特別支援学校	1,000人	→	1,004人
小学校	4,311人	→	4,224人
中学校	2,484人	→	2,440人

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

県民のスポーツの振興を図るため、和歌山県スポーツ振興基金を設置しました。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の給与について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 勤務1時間当たりの給与額の算定方法を改めました。(第5条関係)
- (2) 結核性疾患による休職者に支給する給与の支給割合等を改めました。(第24条及び附則第6項関係)
- (3) 給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第10項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員並びに警察官以外の職員の定員を改めました。

警察官 警部	189人	→	190人
警部補及び巡査部長	1,212人	→	1,221人
巡査	636人	→	640人
警察官以外の職員の定員	326人	→	325人

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

拡声機による暴騒音の音量の測定方法を改めるとともに、警察署長による拡声機の使用停止命令及び警察官による複数の拡声機を使用する者に対する移動命令について定めました。(第3条から第5条まで、第9条及び別表関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 高等看護学院及びなぎ看護学校の入学金の額を改定しました。(別表第1第2項関係)
- (2) 体育館使用料の額を改定しました。(別表第1第18項関係)
- (3) 武道館使用料の額を改定しました。(別表第1第19項関係)
- (4) 図書館文化情報センター使用料の額を改定しました。(別表第1第22項関係)
- (5) 丙種火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第3項関係)
- (6) 高圧ガス保安法施行令に規定する製造保安責任者試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第4項関係)
- (7) 高圧ガス保安法の規定に基づく販売主任者試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第4項関係)
- (8) 液化石油ガス設備士試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第6項関係)
- (9) 狩猟免許の申請に対する審査等の手数料の額を改定しました。(別表第2第9項関係)
- (10) 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第1

5項関係)

- (11) 二級建築士試験又は木造建築士試験の実施の手数料の額を改定しました。(別表第2第24項関係)
- (12) 運転免許関係事務について、認知機能検査手数料を定めるとともに、講習手数料の額を改定しました。(別表第2第34項関係)
- (13) 自動車運転代行業の認定の申請に対する審査の手数料の額を改定しました。(別表第2第35項関係)
- (14) 環境・衛生関係事務について手数料の額を改定しました。(別表第3第3項関係)
- (15) 薬事法の一部を改正する法律の規定により行うことができるとされている医薬品の販売業の許可の申請に対する審査の手数料を定めました。(別表第3第4項関係)
- (16) 工業関係事務について手数料の額を改定しました。(別表第3第6項関係)
- (17) 小型漁船の総トン数の測度の手数料の額を改定しました。(別表第3第11項関係)
- (18) 建築基準法の規定に基づく確認の申請に対する審査等の手数料の額を改定しました。(別表第3第13項関係)
- (19) 高等学校の定時制並びに高等看護学院及びなぎ看護学校の入学考査の手数料の額を改定するとともに、教員の免許状の更新等の手数料を定めました。(別表第3第14項関係)
- (20) 道路交通法第108条の2第2項の規定による講習の手数料の額を改定するとともに、認知機能検査員講習の手数料を定めました。(別表第3第15項関係)
- (21) (15)の手数料を廃止し、規定の整備を行いました。(別表第3第4項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行します。ただし、次の改正はそれぞれに定める日から施行します。

- (1) (9)に関するもの 平成21年4月16日
- (2) 介護保険法の規定に基づく調査又は公表の手数料に関するもの 平成21年5月1日
- (3) (12)に関するもの、(14)のうち温泉試験の温泉中分析に係る手数料に関するもの、(20)のうち認知機能検査員講習の手数料を除くものに関するもの及び(21)に関するもの 平成21年6月1日
- (4) (18)に関するもの 平成21年7月1日

条 例

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第8号

和歌山県個人情報保護条例の一部を改正する条例

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第59条第1項各号を次のように改める。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下この項において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 和歌山県統計調査条例(平成21年和歌山県条例第22号)第2条第1項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に取得した改正前の和歌山県個人情報保護条例第59条第1項各号に規定する個人情報の取扱いについては、なお従前の例による。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第9号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,954人」を「3,844人」に改め、同項第5号中「218人」を「206人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第10号

和歌山県都市公園条例等の一部を改正する条例

(和歌山県都市公園条例の一部改正)

第1条 和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を超えない範囲で規則で定める期間を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部改正)

第2条 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部改正)

第3条 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(県民水泳場設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部改正)

第 5 条 和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県体力開発センター設置及び管理条例の一部改正)

第 6 条 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例(昭和49年和歌山県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(昭和54年和歌山県条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例の一部改正)

第 8 条 和歌山県身体障害者療護施設設置及び管理条例(昭和55年和歌山県条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部改正)

第 9 条 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例(昭和59年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第10条 護摩壇山森林公園設置及び管理条例(平成 5 年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部改正)

第11条 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例(平成 6 年和歌山県条例第42号)の一部を次の

ように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部改正)

第12条 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県マリーナ条例の一部改正)

第13条 和歌山県マリーナ条例（平成 7 年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部改正)

第14条 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成 9 年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例の一部改正)

第15条 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例（平成11年和歌山県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県流域下水道条例の一部改正)

第16条 和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 1 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(根来山げんきの森設置及び管理条例の一部改正)

第17条 根来山げんきの森設置及び管理条例（平成14年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第18条 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

(和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例の一部改正)

第19条 和歌山県漁港海岸休憩施設設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県国際交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第20条 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第21条 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例の一部改正)

第22条 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第23条 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

(和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例の一部改正)

第24条 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第11号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「及び第18条」を「、第18条及び第19条の2」に、「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当並びに特地勤務手当及び初任給調整手当」に改め、「もの」の次に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第13条第2項中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特地勤務手当

第16条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当)

第16条の2 交通至難な地その他生活の不便な地で人事委員会規則で定める地域に在勤する職員には、特
地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、1万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第17条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第20条第1項第1号中「30万6,900円」を「41万900円」に改める。

第25条の2中「第15条の2」の次に「、第16条の2」を加える。

第26条第2項中「職員が」の次に「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第
117号）の適用を受ける場合を除き、」を加え、「満3年」を「満2年」に、「給与の全額を支給する」
を「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる」に改める。

附則第5項及び第6項を次のように改める。

5及び6 削除

附則第14項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則第15項を次のように改める。

(休職者の給与の特例措置)

15 学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員に対する第26条第2項の規定の適用につ

いては、当分の間、この条例の規定にかかわらず、その休職の期間が満3年に達するまでは、その者に給与の全額を支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例第26条第2項の規定は、職員が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該職員の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第13号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年和歌山県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附則第2項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第14号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「職員の給与条例等」を「職員の給与条例」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 職員の給与条例第14条、第14条の3から第14条の5まで、第15条の2、第16条の2、第20条及び第21条の規定は、特定業務等短時間勤務職員には適用しない。

附則第2項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 15 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第12条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第16条第4項中「2キロメートル」を「0.5キロメートル」に改める。

第23条の見出し中「在勤地内旅行」を「近距離旅行」に改め、同条中「在勤地内における」を「規則で定める近距離の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 16 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条中「20時間、24時間又は25時間」を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

第19条から第22条までの規定中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第27条第1項の表中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第2項を削る。

第28条第1項の表中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第29条第1項の表中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第2項を削る。

第30条第1項の表中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 17 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第 3 項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第 4 項中「32時間」を「31時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間45分」に改める。

第 6 条第 1 項中「、6 時間」を「6 時間」に、「少なくとも45分、8 時間を超える場合においては少なくとも1 時間」を「、少なくとも1 時間」に改め、「、それぞれ」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員に対するこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「6 時間を超える場合においては、少なくとも1 時間」とあるのは「、6 時間を超える場合においては少なくとも45分、8 時間を超える場合においては少なくとも1 時間」と、「勤務時間の」とあるのは「、それぞれ勤務時間の」とする。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 18 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 20 号を削る。

第 8 条第 1 項中「女性相談所、子ども・障害者相談センター」を「子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 7 項及び第 8 項」を「第 8 項及び第 9 項」に改め、「並びに結核」を削る。

第 25 条及び第 26 条を削る。

第 27 条第 3 項中「及び第 25 条」を削り、同条を第 25 条とする。

第 28 条ただし書を削り、同条を第 26 条とし、第 29 条を第 27 条とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の修学部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20時間」を「職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1」に、「職員」を「当該職員」に、「30分」を「5分」に改める。

第 3 条中「、管理職手当」を削り、「及び産業教育手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当」を「、産業教育手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び特地勤務手当」に改め、「もの」の次に「から人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 20 号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成16年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「20時間」を「職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1」に、「30分」を「5分」に改める。

第 3 条中「、管理職手当」を削り、「及び産業教育手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当」を「、産業教育手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当及び特地勤務手当」に改め、「もの」の次に「から人事委員会規則及び教育委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県文化芸術振興条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 21 号

和歌山県文化芸術振興条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

第 2 章 文化芸術振興基本計画 (第 4 条)

第 3 章 文化芸術の振興に関する基本的施策 (第 5 条—第 18 条)

附則

文化芸術は、人間が創造的な営みの中で自らの可能性を求めようとする根源的な欲求であり、生きる証^{あかし}であり、生きる喜びでもある。また、文化芸術は、人々の心のつながりをはぐくみ、多様な価値観が共生する社会をかたちづくり、そのよりどころとなるものである。

こうした文化芸術の持つ意義は、経済的、物質的な豊かさを享受しながらも、多くの人々が精神的な充足と心豊かな暮らしを求める今、さらにその重要性を増している。

私たちが暮らす和歌山県は、全国有数の文化財保有県であり、万葉の時代から歌に詠まれてきた美しい自然と、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道^{さんけいみち}」に代表される高い精神性を有する悠久の歴史に恵まれている。そうした環境の下で、これまでも多くの県民の力によって多彩な文化芸術が創造され、はぐくまれてきた。これらの文化芸術はもちろんのこと、それを支え、はぐくんできた「市民文化」そのものが、私たち県民共通の誇りとなっている。

また、21世紀に入り、「癒し^{いやす}」と「再生」を実感することのできるその精神性と歴史的な価値は、国際的にも高く評価され、注目を集めている。

今、私たちは、この個性豊かで魅力ある文化芸術の土壌を、未来へと継承し、発展させ、すべての県民の力を結集した地域の文化力を高めていくことにより、誇りと愛着の持てる元気な郷土をつくりあげていかなければならないと考える。

ここに、私たちは、すべての県民が自主的かつ主体的に、文化芸術の創造、鑑賞・評価、支援活動、伝統文化の保存・継承に等しく参加し、文化芸術が暮らしの中に息づく心豊かな社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての県民が等しく文化芸術の創造、鑑賞、継承、支援その他の活動に参加することができるような環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下、その自主性及び創造性が尊重されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、その多様性が尊重されるとともに、地域における多様な価値観の共生が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たす

ことにかんがみ、文化情報の発信及び文化交流が積極的に促進されなければならない。

- 5 文化芸術の振興に当たっては、風土及び歴史に培われてきた地域の伝統的な文化芸術を県民が誇りや独自性を感じることができる共通の財産として将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第 3 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 前項の規定による文化芸術の振興施策の推進に当たっては、次に掲げる事項について十分に配慮しなければならない。

- (1) 県民及び市町村の主体的な活動への支援並びに県民の相互連携の促進に努めること。
- (2) 県民及び市町村の主体性及び創造性を損なうことのないように努めること。
- (3) 広く県民の意見が反映され、高い公共性及び透明性が確保されるように努めること。
- (4) 県民、国及び市町村との連携により、効率的かつ効果的な施策の推進に努めること。

- 3 県は、文化芸術の振興のために必要な施策を推進するための体制の整備に努めるとともに、財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

第 2 章 文化芸術振興基本計画

（文化芸術の基本計画）

第 4 条 知事は、文化芸術の振興のために必要な施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、文化芸術の振興に関して必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 3 章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第 5 条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第 6 条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下この条において「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第 7 条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下この条及び次条において「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第8条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化及び国民娯楽の普及)

第9条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、香道その他の生活に係る文化をいう。）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）の普及を図るため、これらの普及活動等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第10条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下この条において「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民が誇りや愛着を感じ、かつ、地域文化の母体となる歴史的な景観又は自然的な景観の保全及び活用を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(市民文化の振興)

第11条 県は、市民文化の振興により、県民がはぐくむ地域の文化力の向上を図るため、公演、展示等への県民の参加及びボランティア活動、寄附等の助成活動その他の文化芸術支援活動への県民の参加の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市民文化の振興により、文化芸術が息づく魅力的な地域づくりを推進するため、地域づくり活動の支援その他の必要な施策を国及び市町村と連携して講ずるものとする。

(文化情報の収集及び発信)

第12条 県は、地域に根ざした特色ある文化の形成のため、その基盤となる本県の多様な文化資源の把握、保存及び活用に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民に創造、鑑賞、支援等の活動に参加する機会を提供するため、文化芸術に関する情報の収集及び発信に必要な施策を講ずるものとする。

(文化交流活動の促進)

第13条 県は、本県の文化芸術の活性化及び向上のため、県民の他の地域との文化交流活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域の活性化を図るため、文化交流活動と観光産業その他の産業との連携に努めるものとする。

(参加機会の提供)

第14条 県は、広く県民が多彩な文化芸術を鑑賞し、並びに文化芸術の創作活動及び支援活動に参加する機会を得られるように必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等の文化芸術活動が活発に行われるように環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、広く県民が文化芸術活動に参加できる機会を提供するため、市町村及び民間団体等と連携し、広域的な視点から文化施設の効率的かつ効果的な整備及び活用に努めるものとする。

(文化芸術活動の担い手の育成)

第15条 県は、文化芸術の創造、鑑賞・評価及び支援活動の担い手を育成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第16条 県は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演及び展示への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育における青少年の文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の文化芸術活動の充実)

第17条 県は、高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るとともに、高齢者が有する知識及び技能を活用した文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第18条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を広く顕彰するものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県統計調査条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 22 号

和歌山県統計調査条例

和歌山県統計調査条例（昭和26年和歌山県条例第31号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令に定めるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、適切な行政運営を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 県がその内部において行うもの
- (2) 法及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町村に対し報告を求めることが規定されているもの
- (3) 国の行政機関（法第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
- (4) 統計法施行令（平成20年政令第334号）第2条第5号に規定する事務に関して行うもの

2 この条例において「県基幹統計調査」とは、県統計調査のうち特に重要なものであって、知事その他

の執行機関（以下「知事等」という。）が規則その他の規程（以下「規則等」という。）で定めるものをいう。

（県基幹統計調査の公示）

第 3 条 知事等は、県基幹統計調査を行おうとするときは、その規則等で定める事項を公示しなければならない。

（報告義務）

第 4 条 知事等は、県基幹統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第 1 項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（統計調査員）

第 5 条 知事等は、県基幹統計調査を行うために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、調査票の配布、収集その他県基幹統計調査に関する事務に従事する。

（立入検査等）

第 6 条 知事等は、県基幹統計調査の正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

第 7 条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

（結果の公表）

第 8 条 知事等は、県基幹統計調査の結果を、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、県基幹統計調査以外の県統計調査の結果の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

（調査票情報の二次利用）

第 9 条 知事等は、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第 2 条第 11 項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

(調査票情報の提供)

第10条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- (1) 国の行政機関、他の地方公共団体その他これに準ずる者として規則等で定める者 統計の作成等
- (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則等で定めるものを行う者 当該規則等で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第11条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第12条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- (1) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - (2) 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第10条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

- 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。

第15条 第12条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- (2) 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものた

らしめる行為をした者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第23号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の7」を「第21条の13」に改める。

第8条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 図書等 書籍、雑誌その他の出版物、図画、写真、記録媒体（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）であって音声、映像又はコンピューター用のプログラム若しくはデータが記録されたもの、映画フィルム、スライドフィルム及びこれらに類するものをいう。

第8条第1項第11号中「という。）」の次に「、出会い喫茶等営業を営む場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）」を加え、同号を同項第14号とし、同項第10号を同項第13号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (11) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際（会話を含む。以下この号において同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業であって、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（テレホンクラブ等営業を除く。）をいう。
- (12) 異性紹介営業 テレホンクラブ等営業及び出会い喫茶等営業をいう。

第8条第1項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 刃物類 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く刃物及びこれに類するものをいう。

第11条の2（見出しを含む。）中「テレホンクラブ等営業」を「異性紹介営業」に改める。

第12条中「（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の適用を受ける刀剣類を除く。以下同じ。）」を削る。

第13条第5項第3号中「ビデオディスク、ビデオテープ」を「音声又は映像が記録された記録媒体」に改める。

第14条第2項及び第20条第2項中「に入場しようとする者」を「の入り口」に改める。

第21条の6第2項中「宣伝文書等」を「テレホンクラブ等宣伝文書」に、「次項において」を「以下」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「当該宣伝文書等」を「当該テレホンクラブ等宣伝文書」に改める。

第21条の7を第21条の13とし、第21条の6の次に次の6条を加える。

（出会い喫茶等営業の届出）

第21条の7 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、当該出会い喫茶等営業を開始する日の15日前までに、出会い喫茶等営業所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 出会い喫茶等営業所の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 出会い喫茶等営業を営む者（以下「出会い喫茶等営業者」という。）は、前項の規定による届出に係る事項に変更があったとき、又は当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（出会い喫茶等営業の禁止区域）

第21条の8 出会い喫茶等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域（以下「営業禁止区域」という。）においては、これを営んではならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設であって規則で定めるもの

2 前項の規定は、一の区域が営業禁止区域となった際現に当該営業禁止区域において前条第1項の規定による届出をして出会い喫茶等営業を営んでいる者の当該出会い喫茶等営業については、適用しない。

（出会い喫茶等営業に係る広告物等の制限）

第21条の9 出会い喫茶等営業者は、その出会い喫茶等営業につき広告又は宣伝をするときは、規則で定めるところにより、出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁止する旨を明らかにしなければならない。

- 2 何人も、営業禁止区域（青少年入場禁止場所を除く。）において、出会い喫茶等営業所の名称、所在地、電話番号その他出会い喫茶等営業に関する事項（以下「出会い喫茶等営業所の名称等」という。）を記載した広告物を表示してはならない。ただし、和歌山県屋外広告物条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する自家用広告物等については、この限りでない。
- 3 何人も、出会い喫茶等営業所の名称等を主として記載した文書、図画その他の物品（以下「出会い喫茶等宣伝文書」という。）を青少年に頒布し、又は青少年利用場所に頒布を目的として置いてはならない。
- 4 知事は、前 2 項の規定に違反した者に対し、当該広告物の除去又は当該出会い喫茶等宣伝文書の青少年への頒布の禁止若しくは青少年利用場所からの除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 知事が指定する職員は、第 2 項又は第 3 項の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該違反行為をしている者に対し、当該違反行為を中止することを命ずることができる。

（出会い喫茶等営業者の禁止行為）

第 21 条の 10 出会い喫茶等営業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として入場させること。
- (2) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として入場するよう指示し、又は勧誘すること。
- (3) 出会い喫茶等営業の客に接する業務に青少年に従事させること。
- (4) 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務に青少年に従事させること。
- (5) 出会い喫茶等宣伝文書を頒布する業務に青少年に従事させること。

（出会い喫茶等営業者の遵守事項）

第 21 条の 11 出会い喫茶等営業者は、規則で定めるところにより、出会い喫茶等営業所ごとに、出会い喫茶等営業に従事する者の氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項を記載した従業者名簿を備え付けなければならない。ただし、出会い喫茶等営業所ごとに、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿を備え付けている場合は、これを従業者名簿に代えることができる。

- 2 出会い喫茶等営業者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、出会い喫茶等営業所の入り口の見やすい箇所に、青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

（出会い喫茶等営業の停止等）

第 21 条の 12 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、出会い喫茶等営業に関し、次の各号のいずれかの罪に当たる違法な行為をしたときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に規定する罪（第 33 条第 3 項の罪（第 21 条の 8 第 1 項に係る部分に限る。）を除く。）
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 175 条又は第 182 条の罪
- (3) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 2 章の罪
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）

第 4 条から第 8 条までの罪

(5) 労働基準法第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪

(6) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第9号に係る部分に限る。）の罪

2 知事は、前項の場合において、当該出会い喫茶等営業者が営業禁止区域において出会い喫茶等営業を営んでいる者であるときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、同項の規定による停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができる。

第29条の2の見出し中「テレホンクラブ等営業」を「テレホンクラブ等営業所等」に改め、同条中「宣伝文書等」を「テレホンクラブ等宣伝文書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 何人も、青少年が出会い喫茶等営業所に入場し、又は出会い喫茶等宣伝文書を受け取ることがないようにならなければならない。

第30条第1項を次のように改める。

知事は、次のいずれかに該当するときは、和歌山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮り、その意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 第6条の規定による推奨をしようとするとき。
- (2) 第13条第1項又は第2項の規定による指定をしようとするとき。
- (3) 第13条第5項各号に規定する規則を定めようとするとき。
- (4) 第17条又は第21条の12第1項若しくは第2項の規定による命令をしようとするとき。

第33条第2項中「第25条、第28条又は第29条の規定に違反した者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第21条の12第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者
- (2) 第25条、第28条又は第29条第1項若しくは第2項の規定に違反した者

第33条第3項中「第26条第2項」を「第21条の8第1項、第21条の10又は第26条第2項」に改め、同条第4項に次の2号を加える。

- (5) 第21条の9第4項の規定による知事の命令に違反した者
- (6) 第21条の9第5項の規定による知事が指定する職員の命令に違反した者

第33条第5項第1号中「又は第20条第2項」を「、第20条第2項、第21条の9第1項又は第21条の11第2項」に改め、同項第2号中「又は第21条の5第1項」を「、第21条の5第1項又は第21条の7第1項」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第21条の11第1項の規定に違反して従業者名簿を備え付けず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

第33条第6項中「又は第21条の5第2項」を「、第21条の5第2項又は第21条の7第2項」に改め、同条第8項中「第24条、第25条又は第26条第1項」を「第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第20条第1項、第21条の3、第21条の10、第22条第2項又は第23条から第29条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 5 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に出会い喫茶等営業を営んでいる者は、この条例による改正後の和歌山県青少年健全育成条例（以下「新条例」という。）第21条の 7 第 1 項に規定する出会い喫茶等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該出会い喫茶等営業を開始する日の15日前までに」とあるのは「平成21年 5 月31日までに」とする。
- 3 前項の規定により読み替えて適用される新条例第21条の 7 第 1 項の規定によりこの条例の施行の日から平成21年 5 月31日までの間に届出をした者であつて、この条例の施行の際現に営業禁止区域内で出会い喫茶等営業を営んでいるものの当該届出に係る出会い喫茶等営業については、新条例第21条の 8 第 1 項の規定は、適用しない。

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 4 号

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日までの間」を「5 年以内」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

種 別			利 用 料 金	
県内の者	宿泊	青少年	宿泊施設	1 人 1 泊 500円
			テント張施設	1 人 1 泊 250円
		その他の者	宿泊施設	1 人 1 泊 1,000円
			テント張施設	1 人 1 泊 500円
	日帰り		1 人 1 日 200円	
		青少年	宿泊施設	1 人 1 泊 1,300円

県外の者	宿泊		テント張施設	1人1泊	250円	
		その他の者		宿泊施設	1人1泊	1,300円
				テント張施設	1人1泊	500円
	日帰り			1人1日	200円	

備考

- 1 「県内の者」とは県内に住所を有する者をいい、「県外の者」とは県内に住所を有しない者をいう。
- 2 「青少年」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は高等学校若しくは高等専門学校に在学する者若しくはこれに準ずると認められる者をいう。
- 3 3歳未満の者については利用料金、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者については日帰りの利用料金を無料とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて和歌山県立青少年の家に宿泊する者の当該宿泊に係る利用料金については、なお従前の例による。

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

公衆浴場衛生基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場衛生基準等に関する条例（昭和23年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「イ、ウ、エ、オ」を「次のイからオまで」に改める。

第6条第8号中「1箇」を「1個」に改め、同条第10号中「12歳」を「おおむね10歳」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、介助を必要とする者が利用する場合であって、その利用形態から公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 26 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 次項に規定する営業以外の営業

(1) 一般事項

- ア 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- イ 施設及び設備の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。
- ウ イに規定する清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるかどうかを必要に応じ評価すること。
- エ 施設、設備及び人的能力に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

(2) 施設の衛生管理

- ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持すること。
- イ 製造、加工、処理、調理、保管及び販売を行う場所には、不必要な物品を置かないこと。
- ウ 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- エ 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理を行うこと。
- オ 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合にあっては、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。
- カ 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。
- キ 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。
- ク 施設内では動物を飼育しないこと。

(3) 設備等の衛生管理

- ア 衛生保持のため、器具（清掃用の機具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。
- イ 器具及び器具の部品は、金属片、不潔異物、化学物質その他の異物の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管することとし、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。
- ウ 器具及び器具の部品の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な濃度で使用すること。
- エ 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果を記録すること。
- オ ふきん、包丁、まな板、保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させることとし、

特に食品に直接触れる包丁、まな板、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。

カ 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用及び保管の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示することその他の方法により、食品への混入を防止すること。

キ 施設及び設備の清掃用の機具は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。

ク 手洗い設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え付け、常に使用できる状態にしておくこと。

ケ 食品及び器具の洗浄設備は、水及び湯が十分供給できるものとし、かつ、常に清潔に保つこと。

コ 食品の放射線照射業については、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。

(4) ねずみ、昆虫等の対策

ア 施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除するとともに、窓、ドア及び吸排気口の網戸、トラップ、排水溝のふた等の設置により、ねずみ、昆虫等の施設内への侵入を防止すること。

イ 年2回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を1年間保管することとし、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。

ウ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。

エ 原材料、製品、包装資材等は、ねずみ、昆虫等による汚染防止のため、容器に入れ、床又は壁から離して保管することとし、開封したものについては、ふた付きの容器に入れることその他の汚染防止対策を講じた上で保管すること。

(5) 廃棄物及び排水の取扱い

ア 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。

イ 廃棄物は、作業中に一時的に保管する場合を除き、施設内に保管しないこと。

ウ 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。

エ 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。

(6) 食品、原材料等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、品質、鮮度及び表示について点検し、その状況を記録するとともに、原材料に寄生虫、病原微生物、農薬、動物用医薬品、有毒物、腐敗物、変敗物又は異物を含むことが明らかな場合であって、加工及び調理ではこれらが許容できる水準まで死滅又は除去できないときは、当該原材料を受け入れないこと。

イ 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供することとし、保存に当たっては、当該原材料に適した状態及び方法で行うこと。

ウ 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。

- エ 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されていること。
- オ 食品は、その特性、消費期限又は賞味期限（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ロに規定する消費期限又は賞味期限をいう。以下同じ。）、製造又は加工の方法、包装形態、使用方法等に応じて冷蔵保存すること等により、調理、製造、保管、運搬及び販売の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- カ 食品間の相互汚染を防止するため、次の事項の実施に努めること。
- (7) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
- (イ) 未加熱の食品を取り扱った設備は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (ロ) 冷蔵庫内又は冷蔵室内では、食品を区画して保存すること。
- キ 保管された原材料は、使用期限等に応じ適切な順序で使用すること。
- ク 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用することとし、再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。
- ケ 食品等（食品、添加物、器具、容器包装及び法第62条第1項に規定するおもちゃをいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。
- (7) 原材料及び製品への金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、機械油その他の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- (イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、記録すること。
- (ロ) 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料その他の事項について記載した製品説明書を作成し、保存すること。
- (ハ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。
- コ 原材料及び製品について自主検査を行い、その結果を記録するよう努めること。
- (7) 使用水等の管理
- ア 施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、食品の安全性に影響を及ぼさない場合は、この限りでない。
- イ 水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上（食品の冷凍又は冷蔵業、マーガリン又はショートニング製造業（専らショートニング製造を行うものは除く。）又は食用油脂製造業については、4月に1回以上）国若しくは地方公共団体の機関、法第4条第9項の登録検査機関又は水道法第20条の6第1項の登録水質検査機関の行う水質検査を受け、その成績書を1年間（取り扱う食品の賞味期限を考慮した流通期間が1年以上の場合は当該期間）保存すること。
- ウ 水質検査の結果、飲用に適しないことが判明したときは、直ちに使用を中止し、保健所長の指示を受け、適切な措置を講ずること。
- エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- オ 水道水以外の水を使用する場合は、殺菌装置又は浄水装置が正常に作動しているかどうかを1

日 1 回以上確認し、記録すること。

カ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作ることとし、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

(8) 食品衛生責任者

ア 許可を受けた営業者（法第48条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業及び自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充てんした後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる営業者の手を経ることなく直接消費者に販売するものをいう。次号において同じ。）を調理する営業に係る許可を受けた営業者を除く。以下この号において同じ。）は、その施設又は営業の部門ごとに、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。

イ 食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者であって、常時、施設及び食品の衛生を管理できるものであること。

(ア) 法第48条第 6 項各号のいずれかに該当する者

(イ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第 1 条第 1 項に規定する栄養士

(ロ) 調理師法（昭和33年法律第147号）第 2 条に規定する調理師

(ハ) 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第 2 条に規定する製菓衛生師

(ニ) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第70号）第12条第 5 項第 3 号又は第 4 号に該当する者

(ホ) 船舶料理士に関する省令（昭和50年運輸省令第 7 号）第 2 条に規定する船舶料理士になることのできる要件を備える者

(ヘ) 知事が食品衛生に関し(ア)から(ホ)までに掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

ウ 許可を受けた営業者は、その施設内の見やすい場所に、食品衛生責任者の氏名を掲示しておくこと。

エ 食品衛生責任者は、許可を受けた営業者の指示に従い、施設及び食品の衛生管理を行うこと。

オ 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、許可を受けた営業者に対し必要な意見を述べること。

カ 許可を受けた営業者は、オに規定する食品衛生責任者の意見を尊重すること。

(9) 自家製ソーセージ食品衛生責任者

ア 自家製ソーセージの調理を行う営業に係る許可を受けた営業者は、その施設ごとに、自家製ソーセージの食品衛生に関する責任者（以下「自家製ソーセージ食品衛生責任者」という。）を置くこと。

イ 自家製ソーセージ食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者であって、常時、施設及び食品の衛生を管理できるものであること。

(ア) 法第48条第 6 項各号のいずれかに該当する者

(イ) 前号イ(イ)から(ホ)までの規定のいずれかに該当する者であって、知事が自家製ソーセージの食

品衛生に関し(7)に該当する者と同等以上の知識を有すると認めるもの

ウ 前号ウからカまでの規定は、自家製ソーセージ食品衛生責任者について準用する。

(10) 記録の作成及び保存

ア 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。

イ アに規定する記録の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限その他流通実態に応じて合理的な期間を設定すること。

ウ 食中毒その他の食品衛生上の危害の発生を防止するため、保健所長から要請があった場合は、アに規定する記録を提出すること。

エ 原材料及び製品について自主検査を行った場合は、その検査の記録を保存するよう努めること。

(11) 回収及び廃棄

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった販売食品等を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び当該施設の所在する地域を管轄する保健所長への報告の手順を定めること。

イ 回収された販売食品等は、その他の食品等と明確に区別して保管し、保健所長の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

ウ 回収を行う際は、消費者への注意喚起のため、必要に応じ当該回収に関する情報を公表するよう努めること。

(12) 管理運営要領の作成

ア 施設及び食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを営業に従事する者及び関係者に周知徹底すること。

イ 定期的に施設の衛生状態を確認することにより、アの規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。

(13) 検食の保存

飲食店営業のうち、旅館、仕出し屋、弁当屋及び給食施設については、原材料及び調理済み食品ごとに、10度以下の温度で72時間以上検食を保存するとともに、製品の配送先、配送時刻及び配送量を記録し、保存すること。この場合において、原材料は、洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。

(14) 情報の提供

ア 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。

イ 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者の健康被害（医師により、当該食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものに限る。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所長に速やかに報告すること。

(15) 営業に従事する者等の衛生管理

- ア 営業に従事する者の健康管理は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。
- イ 食品衛生監視員から検便その他の健康診断を行うべき旨の指示があったときは、当該指示に従うこと。
- ウ 営業に従事する者が飲食物を介して感染するおそれがある疾病にかかったとき、その疾病の病原体を保有していることが判明したとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる下痢、腹痛等の症状を有するときは、その旨を報告させ、医師の診断を受けさせるとともに、そのおそれなくなるまでの間、食品に直接接触する作業に従事させないことその他の必要な措置を講ずること。
- エ 営業に従事する者は、食品等の取扱作業中、清潔な外衣を着用し、必要に応じて帽子、マスク又は手袋を着用すること。
- オ 営業に従事する者は、食品に直接接触する部分が繊維その他の洗浄及び消毒することが困難な素材で作られた手袋を原則として使用しないこと。
- カ 営業に従事する者は、作業前、用便直後並びに生鮮及び汚染された原材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行うこと。
- キ 営業に従事する者は、作業場内では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。
- ク 営業に従事する者以外の者が施設に立ち入る場合は、適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、エからキまでに掲げる事項を遵守させること。

(16) 営業に従事する者に対する教育訓練

食品等事業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理及び販売が衛生的に行われるよう、営業に従事する者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法その他の食品衛生上必要な事項に関する衛生教育に努めることとし、特に洗浄剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。

(17) 運搬

ア 食品等の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品等を汚染しないもので、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。

イ 食品等と食品等以外の貨物を混載する場合は、食品等以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品等を適切な容器に入れることその他の適正な方法により食品等以外の貨物と区分けすること。

ウ 運搬中の温度、湿度、所要時間その他の状態の管理に注意すること。

- 2 自動販売機（飲食店営業及び喫茶店営業については、食品を調理する機能を有するものに限る。以下「販売機」という。）を利用して行う営業（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、食肉販売業（包装した食肉の販売に係るものに限る。）及び冰雪製造業に限る。）

(1) 販売機の設置場所の管理

- ア 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。
- イ 不必要な物品を置かないこと。

ウ 毎年 1 回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を 1 年間保存すること。

(2) 販売機の管理

ア 常に点検し、故障又は破損があるときは、速やかに補修し、常に正常に作動するよう整備しておくこと。

イ 定期的に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

ウ 食品に直接接触する部分は、分解し、又は自動式の洗浄消毒装置を用い、洗浄及び消毒をし、常に清潔で衛生的に保つこと。この場合において、洗剤又は消毒剤を使用するときは適正な洗剤又は消毒剤を適正な濃度で使用し、使用後はこれらが残存することのないよう水洗いすること。

エ 食品（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第1条第1項第6号に規定する容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の瓶詰食品及び缶詰食品を除く。第4号ウにおいて同じ。）を冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する販売機については、所定の温度（冷凍するものにあつては零下15度以下、冷蔵するものにあつては10度以下、温蔵するものにあつては63度以上。以下同じ。）が保たれているかどうかを 1 日 1 回以上点検すること。

オ ストロー、はし、紙コップその他の飲食の用に供される器具又は容器は、常に清潔で衛生的に保管すること。

(3) 給水及び汚物処理

ア カートリッジ式給水タンク（販売機に水を供給するために装置される容器であつて、容易に取り付け及び取外しができるものをいう。以下この号において「給水タンク」という。）を使用する販売機については、当該給水タンク及びこれと販売機本体との連結部分は、常に清潔で衛生的に保つこと。

イ 給水タンクに水を供給する際には、当該給水タンク内を十分に洗浄すること。

ウ 殺菌装置又は細菌ろ過装置を備えた販売機については、その装置が常に正常に作動しているかどうかを点検すること。

エ 廃棄物は、定期的に食品衛生上支障のないよう適正に処理すること。

オ 販売機内に廃棄物容器を備えたものについては、廃棄物容器内の廃棄物を廃棄する都度、廃棄物容器を洗浄すること。

カ 販売機外の廃棄物容器は、洗浄するとともに、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔に保つこと。

キ 廃水貯留槽等は、洗浄し、常に清潔で衛生的に保つこと。

ク 水道水以外の水を使用する場合は、前項第7号アからウまでの規定を準用する。この場合において、同号ア中「施設」とあるのは「販売機」と読み替えるものとする。

(4) 食品の取扱い

ア 収納時に食品の調理又は加工を行わないこと。

イ 収納されている食品は、1 日 1 回以上点検すること。

ウ 冷凍、冷蔵又は温蔵して販売する食品の取扱いは、次により行うこと。

(ア) 食品は、食品を収納する部分の温度が所定の温度になった後に収納すること。

- (イ) 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった販売機に収納されている食品は、販売しないこと。
- (ロ) 弁当（気密性のある容器包装に入れ、密封した後、加圧加熱殺菌したもの及びこれ以外の瓶詰又は缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下(ウ)において同じ。）の取扱いは、次により行うこと。
- a 現に弁当が収納されている販売機には、追加して収納しないこと。
 - b 弁当の収納又は回収を行うに当たっては、品名、数量、消費期限又は賞味期限、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに回収した弁当の処理の内容をその都度記録し、その記録を 3 月間保存すること。
 - c 弁当の収納は、衛生的に行うこと。
 - d 収納する弁当には、必要な表示を行うとともに、販売機で販売するものである旨を表示すること。

(5) 販売機取扱者の衛生管理

ア 販売機に食品を収納し、又は回収する業務に従事する者（以下「販売機取扱者」という。）は、その業務に従事する間は、清潔な外衣を着用し、必要に応じて帽子、マスク又は手袋を着用すること。

イ 前項第15号アからウまでの規定は、販売機取扱者について準用する。この場合において、同号ア及びウ中「営業に従事する者」とあるのは「販売機取扱者」と読み替えるものとする。

- (6) 前項第 1 号、第 8 号、第10号から第12号まで、第14号、第16号及び第17号の規定は、販売機を利用して行う営業について準用する。この場合において、同項第 1 号イ中「施設及び設備」とあるのは「販売機」と、同号エ中「施設、設備」とあるのは「販売機」と、同項第 8 号ア中「施設又は営業の部門」とあるのは「販売機（一の場所に 2 以上の同種の販売機を近接して設置する場合にあっては、販売機の設置場所）」と、同号イ中「施設」とあるのは「販売機」と、同号ウ中「施設内」とあるのは「販売機」と、「氏名」とあるのは「氏名及び連絡先」と、同号エ及びオ中「施設」とあるのは「販売機」と、同項第10号ア中「仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先」とあるのは「販売量」と、同項第11号ア中「施設」とあるのは「販売機」と、同項第12号ア中「施設」とあるのは「販売機」と、「営業に従事する者」とあるのは「販売機取扱者」と、同号イ中「施設」とあるのは「販売機」と読み替えるものとする。

別表第 2 第 1 項中「露店を利用して行う営業（」の次に「道路、公園、社寺境内、空き地、家屋の軒下等において、固定した設備によらないで、又は仮設店舗により、定置して営む」を加え、同項第 2 号シに次のように加える。

(ウ) サの規定は、鳥又は獣畜をとさつし、又は解体する場合について準用する。

別表第 2 第 1 項第 2 号スに次のように加える。

(エ) サの規定は、鳥又は獣畜をとさつし、又は解体する場合について準用する。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 27 号

和歌山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

和歌山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,000分の 1」を「0」に改める。

第 8 条中「第 147 条第 1 項第 1 号」を「第 147 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 28 号

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

和歌山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第 4 項中「前項ただし書」を「第 3 項ただし書」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、加入者が第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により納入すべき掛金を納入していなかった場合にあつては、知事は、弔慰金の額から当該納入すべき額を差し引き、当該納入していなかった掛金に充て、その残額を弔慰金の額とすることができる。

第13条の 2 第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 第16条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当する事由が生じたことにより、加入者としての地位を失ったとき。
- (2) 第16条第 2 項の規定により、口数追加加入者としての地位を失ったとき。

第13条の 2 第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 前 3 項の規定にかかわらず、加入者が第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により納入すべき掛金を納入していなかった場合にあつては、知事は、脱退一時金の額から当該納入すべき額を差し引き、当該納入していなかった掛金に充て、その残額を脱退一時金の額とすることができる。

第16条第 1 項第 4 号中「申し出」を「申出」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 29 号

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県子ども・障害者相談センター設置及び管理条例（平成 7 年和歌山県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例

第 1 条第 1 項中「児童」の次に「、女性」を加え、「和歌山県子ども・障害者相談センター」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」に改め、同条中第 6 項を第 8 項とし、第 5 項を第 7 項とし、第 4 項の次に次の 2 項を加える。

5 センターは、売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 34 条第 1 項の規定に基づく婦人相談所とする。

6 センターは、売春防止法第 34 条第 4 項の規定に基づく要保護女子の一時保護施設とする。

第 3 条を次のように改める。

（業務）

第 3 条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 児童福祉法第 12 条第 2 項に規定する業務
- (2) 売春防止法第 34 条第 2 項に規定する業務
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 3 項に規定する業務
- (4) 身体障害者福祉法第 11 条第 2 項に規定する業務
- (5) 身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者福祉センターに関する業務
- (6) 知的障害者福祉法第 12 条第 2 項に規定する業務
- (7) 児童及びその保護者の精神保健上の診療に関する業務
- (8) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（和歌山県女性相談所設置条例の廃止）

2 和歌山県女性相談所設置条例（昭和 39 年和歌山県条例第 10 号）は、廃止する。

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 30 号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例（平成20年和歌山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

和歌山県立南紀福祉センター南紀あけぼの園	西牟婁郡上富田町岩田
和歌山県立古座あさかぜ園	東牟婁郡串本町上田原

第6条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例の廃止)
- 和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第57号）は、廃止する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の和歌山県知的障害者援護施設設置及び管理条例（以下「廃止前条例」という。）第8条の規定により指定されている指定管理者は、第8条の規定により指定された指定管理者とみなす。
- この条例の施行の日前に援護施設を利用した者に係る廃止前条例第12条第1項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第31号

和歌山県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

和歌山県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年和歌山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「種類、」を削り、同条中「修学資金の種類及び中欄に掲げる修学資金の名称の区分に従い、」を「修学資金の名称の区分に応じ、それぞれ」に改める。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「中欄」を「左欄」に改める。

第8条第1項中「第1種資金又は第3種資金」を「修学資金」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「看護職員の業務」を「規則で定める看護職員の業務（以下「看護業務」という。）」に改め、同条第2項を削る。

第9条中「第1種資金又は第3種資金」を「修学資金」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「第10条」を「次条」に改め、同条第3号中「看護職員の業務」を「看護業務」に改め、同条第4号中「看

「看護職員の業務」を「看護業務」に、「前条第 1 項第 2 号」を「前条第 2 号」に改める。

第10条第 1 項中「第 1 種資金又は第 3 種資金」を「修学資金」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第 3 号中「看護職員の業務」を「看護業務」に改め、同条第 2 項中「第 1 種資金又は第 3 種資金」を「修学資金」に改める。

第11条中「第 1 種資金又は第 3 種資金」を「修学資金」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「看護職員の業務」を「看護業務」に改める。

第12条中「第 1 種資金又は第 3 種資金」を「修学資金」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

修学資金の名称	貸 与 の 対 象 者
保健師修学資金	法第19条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した保健師養成所に在学する者
助産師修学資金	法第20条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した助産師養成所に在学する者
看護師修学資金	法第21条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した看護師養成所に在学する者
准看護師修学資金	法第22条の規定に基づき、文部科学大臣の指定した学校又は知事の指定した准看護師養成所に在学する者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和歌山県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に初めて貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 3 月 2 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 2 号

和歌山県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

和歌山県国民健康保険調整交付金条例（平成17年和歌山県条例第106号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 3 号

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例を廃止する条例

和歌山県緑資源機構事業負担金徴収条例（平成18年和歌山県条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 4 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

別表第1 荷さばき施設の部上屋の項使用料の欄を次のように改める。

和歌山下津港 1 号及び 2 号上屋	
1 平方メートル又はその端数ごとに 1 日につき	14 円 11 銭
和歌山下津港 3 号及び 4 号上屋	
同	19 円 71 銭
和歌山下津港 5 号、6 号及び 7 号上屋	
同	25 円 56 銭
和歌山下津港 8 号上屋	
同	27 円 31 銭

別表第 1 保管施設の部野積場の項使用料の欄を次のように改める。

和歌山下津港和歌山本港区西浜地区
一般使用
特種地

1 使用日数 5 日まで	
1 平方メートル又はその端数ごとに 1 日につき	7円35銭
2 使用日数 6 日から15日まで	
同	9円45銭
3 使用日数15日を超えるとき	
同	11円55銭

1 種地

1 平方メートル又はその端数ごとに 1 日につき	6円71銭
--------------------------	-------

2 種地

同	5円65銭
---	-------

専用使用（使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の
場合に限る。）

特種地

使用期間1年当たり1平方メートルにつき	1,100円
---------------------	--------

1 種地

同	700円
---	------

2 種地

同	500円
---	------

専用使用（使用期間が1年以上で、かつ、使用面積が3,000平方メートル以上の
場合を除く。）

特種地

使用期間1月当たり1平方メートルにつき	203円
---------------------	------

1 種地

同	131円20銭
---	---------

2 種地

同	110円20銭
---	---------

新宮港全域

1 種地・2 種地共通

1 使用日数30日まで	
1 平方メートル又はその端数ごとに 1 日につき	3円
2 使用日数30日を超えるとき	
同	6円

和歌山下津港和歌山本港区西浜地区及び新宮港全域以外の地区

1 種地

1 平方メートル又はその端数ごとに 1 日につき	6円71銭
--------------------------	-------

2 種地

同

5円65銭

別表第 1 保管施設の部水面貯木場の項を削り、同表港湾施設用地の部港湾施設用地の項使用料の欄中「貯油施設等）」の次に「の設置その他保管の用に供する使用」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 35 号

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例（昭和 40 年和歌山県条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表工業港区の項建築物等の欄 3 中「前号の」を「2 に規定する」に改め、同欄中 6 を 7 とし、5 を 6 とし、同欄 4 中「前 2 号の」を「2、3 及び 4 に規定する」に改め、同欄 4 を同欄 5 とし、同欄 3 の次に次のように加える。

4 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物運送取扱事業その他知事が指定する事業の用に供する事業所及びその附帯施設

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 36 号

和歌山県漁港管理条例の一部を改正する条例

和歌山県漁港管理条例（昭和 41 年和歌山県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「以下同じ。）（」を削る。

第 3 条第 1 項中「除く」を「除き、漁港利用調整施設を含む」に改める。

第 5 条第 1 項中「指定」を「指示」に改める。

第 7 条第 2 項中「本条中」を「この条において」に改める。

第 9 条中「及び第 11 条第 1 項」を「、漁港利用調整施設及び第 11 条第 1 項第 1 号」に、「、漁港環境整備施設及び漁港利用調整施設」を「及び漁港環境整備施設」に、「指定するものに限る。）を」を「公示

により指定するものに限る。)を当該県管理漁港施設の目的(法第3条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。)に従い」に改める。

第10条第1項中「工作物」を「定着する工作物」に改める。

第11条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、知事(指定管理者が管理を行う県管理漁港施設にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

- (1) 県管理漁港施設(法第39条第5項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。第12条第1項において同じ。)のうち知事が公示により指定する施設を当該県管理漁港施設の目的に従い使用しようとする者
- (2) 漁港利用調整施設をその目的に従い使用しようとする者
- (3) 県管理漁港施設を当該県管理漁港施設の目的以外の目的に使用しようとする者

第11条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第11条の2 県管理漁港施設を使用し、占用し、又は工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者が法第37条の2第4項の規定による貸付けを受けている場合には、前3条の規定は、適用しない。

第12条第1項中「前条第1項」を「第11条第1項第1号」に改める。

第16条の2を削る。

第19条中「指定を受けた日から、指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過する日までの間」を「5年以内」に改める。

第25条第1項第2号中「第16条第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第37号

和歌山下津港入港料条例の一部を改正する条例

和歌山下津港入港料条例(昭和52年和歌山県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第2条ただし書」を「第2条第1項ただし書」に改め、「あらかじめ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 8 号

和歌山県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾占用料等徴収条例（平成12年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 1 中「、池田港」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 9 号

和歌山県海底の土地使用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県海底の土地使用料徴収条例（平成19年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第18条第 3 項」を「第18条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 0 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「及び第17条」を「、第17条及び第18条の 2」に、「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに初任給調整手当」に改め、「もの」の次に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第17条第 2 項中「 8 時間」を「 7 時間45分」に改める。

第22条第 2 項中「職員が」の次に「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第14条の規定の適用又は準用を受ける場合を除き、」を加え、「満 3 年」を「満 2 年」に、「の給与の全額を支給する」を「に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる」に改める。

附則第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 5 項とし、附則第 7 項から第12項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附則第13項中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改め、同項を附則第12項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の教育職員の給与に関する条例第22条第2項の規定は、職員が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該職員の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第41号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条中「前条」を「前条、第17条及び第19条の2」に、「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当並びに初任給調整手当」に改め、「もの」の次に「から教育委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第17条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第18条第1項第1号中「第5条の2」を「第6条」に改める。

第23条第2項中「職員が」の次に「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の適用を受ける場合を除き、」を加え、「満3年」を「満2年」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる」に改める。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第12項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を附則第11項とする。

附則に次の1項を加える。

(休職者の給与の特例措置)

- 学校給食法第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の職員に対する第23条第2項の規定の適用については、当分の間、この条例の規定にかかわらず、その休職の期間が満3年に達するまでは、その者に給与の全額を支給する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第23条第2項の規定は、職員が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該職員の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 2 号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「53人」を「59人」に改め、同条第 2 号中「2,358人」を「2,300人」に改め、同条第 3 号中「1,000人」を「1,004人」に改める。

第 4 条第 1 号中「4,311人」を「4,224人」に、「2,484人」を「2,440人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 3 号

和歌山県スポーツ振興基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 県民のスポーツの振興を図るため、和歌山県スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条に規定する設置の目的のために寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第44号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び第16条」を「、第16条及び第17条の2」に、「及びこれに対する地域手当」を「並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当」に改め、「もの」の次に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第11条第2項中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特地勤務手当

第14条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当)

第14条の2 交通至難な地その他生活の不便な地で人事委員会規則で定める地域に在勤する警察官には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、1万円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第23条の2中「第13条の2」の次に「、第14条の2」を加える。

第24条第2項中「満3年」を「満2年」に、「給与の全額を支給する」を「給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる」に改める。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第11項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項を附則第10項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の警察職員の給与に関する条例第24条第2項の規定は、警察官が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該警察官の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第17号を削る。
- 第21条及び第22条を削る。
- 第23条第2項中「、航空手当及び特勤勤務手当」を「及び航空手当」に改め、同条を第21条とする。
- 第24条ただし書を削り、同条を第22条とし、第25条を第23条とする。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第45号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「189人」を「190人」に、「1,212人」を「1,221人」に、「636人」を「640人」に、「2,130人」を「2,144人」に改め、同項第2号中「326人」を「325人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年和歌山県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「測定した」を「測定したものとした場合における」に、「超える」を「超えることとなる」に、「発してはならない」を「生じさせてはならない」に改める。

第4条中「違反して拡声機による暴騒音を発している者があるときは、その者」を「違反する行為（以下「違反行為」という。）が行われているときは、当該違反行為をしている者」に、「当該違反行為の停止」を「当該違反行為を停止すること」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、24時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用を停止することを命ずることができる。

第5条の見出しを「（複数の拡声機の使用に対する勧告及び移動命令）」に改め、同条中「発せられる」を「生じている」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 警察官は、前項の規定による勧告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き拡声機による暴騒音が生じているときは、これらの者に対し、当該拡声機による暴騒音の発生を防止するために、その場所から移動することを命ずることができる。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条第 1 項又は第 5 条第 2 項の規定による警察官の命令に違反した者
- (2) 第 4 条第 2 項の規定による警察署長の命令に違反した者

別表中「測定可能な」を削る。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 26 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 47 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 2 号及び第 3 号中「20,000 円」を「22,000 円」に改め、同表第 11 項の 2 中「和歌山県子ども・障害者相談センター使用料」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター使用料」に改

め、同表第 18 項第 1 号の表中

7,870 円	10,390 円	12,390 円	18,270 円	22,780 円	24,570
17,530 円	24,570 円	36,220 円	42,210 円	60,900 円	78,430
29,820 円	38,850 円	48,510 円	68,560 円	87,360 円	117,070
22,680 円	29,820 円	36,220 円	52,390 円	66,040 円	88,720
72,450 円	96,280 円	120,220 円	168,730 円	216,610 円	288,960

円	7,870 円	10,490 円	12,400 円	18,360 円	22,890 円	24,610 円	
円	19,680 円	26,230 円	30,990 円	45,910 円	57,220 円	76,900 円	
円	41,320 円	55,090 円	65,080 円	96,410 円	120,170 円	161,490 円	に改め、同表
円	27,550 円	36,730 円	43,380 円	64,280 円	80,110 円	107,660 円	

円	78,700円	104,930円	123,950円	183,630円	228,880円	307,580円
---	---------	----------	----------	----------	----------	----------

第19項第1号の表中「920円」を「1,020円」に、「90円」を「100円」に、「60円」を「70円」に、「100円」を「110円」に、「70円」を「80円」に、「1箇月」を「1か月」に、「570円」を「630円」に、「460円」を「510円」に、「3箇月」を「3か月」に、「1,470円」を「1,620円」に、「1,030円」を「1,140円」に改め、同表第22項第1号の表を次のように改める。

種 別		使 用 区 分 及 び 使 用 料					
		午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後7時まで	午前10時から午後7時まで
メディア・アート・ホール	入場料無料の場合	7,400円	14,820円	11,100円	20,000円	23,320円	29,990円
	入場料有料の場合	11,100円	22,230円	16,650円	30,000円	34,990円	44,980円
講義・研修室		4,940円	9,870円	7,400円	13,330円	15,540円	19,990円

備考

- 1 幼稚園の園児、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1の額とする。
- 2 メディア・アート・ホールを催物の事前準備又は原状回復のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1の額とする。
- 3 この表に定める使用時間を超えて使用する場合は、当該使用料の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額をその超える使用時間1時間当たりの使用料の額とする。この場合において、その超える使用時間が1時間に満たないとき、又はその超える使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

別表第2第3項第9号中「12,000円」を「17,000円」に改め、同表第4項第11号ア中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号イ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同号ウ及びエ中「10,000円」を「9,000円」に、「9,500円」を「8,500円」に改め、同号オ中「9,400円」を「8,400円」に、「8,900円」を「7,900円」に改め、同項第12号ア中「8,500円」を「7,600円」に、「8,000円」を「7,100円」に改め、同号イ中「6,700円」

を「6,000円」に、「6,200円」を「5,500円」に改め、同表第6項第15号中「23,000円」を「20,700円」に、「22,500円」を「20,200円」に改め、同表第9項第1号中「4,000円」を「3,900円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,000円」に改め、同項第3号中「2,900円」を「2,800円」に改め、同項第4号中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表第15項第5号ア中「15,700円」を「16,500円」に改め、同号イの表中「11,500円」を「12,100円」に、「13,000円」を「13,700円」に、「15,700円」を「16,500円」に改め、同表第24項第1号中「2級建築士」を「二級建築士」に改め、同項第2号中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に、「15,100円」を「16,900円」に改め、同項備考中「2級建築士試験」を「二級建築士試験」に改め、同表第34項第1号の表経手手数料(法第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者)の部に次に次のように加える。

認知機能検査手数料(法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定による認知機能検査を受けようとする者)		1件につき 650円
------------------------------------------------------------	--	------------

別表第2第34項第1号の表講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)

の部中	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1時間につき 2,050円	を	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	1件 (当第3の規に基あつ
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1時間につき 1,500円		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	1件

につき 5,800円 該講習が法第97条の2第1項号イ又は第101条の4第2項定により認知機能検査の結果

づいて行うものである場合に
ては、5,350円)

につき 2,350円

に改め、同表第35項第1号中「16,000円」を「13,000円」に改める。

別表第3第3項第1号アを次のように改める。

ア 薬品試験

- | | | |
|----------|--------|--------|
| (ア) 定性試験 | 1成分につき | 1,380円 |
| (イ) 定量試験 | 1成分につき | 4,400円 |

別表第3第3項第1号イ(ア)を次のように改める。

- | | | |
|-----------|-------|--------|
| (ア) 飲料水試験 | 1件につき | 9,400円 |
|-----------|-------|--------|

別表第3第3項第1号イ(イ) a 中「12,610円」を「13,340円」に改め、同号イ(イ) b 中「77,410円」を「83,160円」に改め、同号イ(イ) c 中「216,940円」を「245,120円」に改め、同号イ(イ) a 中「1,570円」を「1,880円」に改め、同号イ(イ) b 中「2,520円」を「2,620円」に改め、同号イ(イ) c 中「3,150円」を「3,780円」に改め、同号イ(イ) 中「1,150円」を「1,380円」に改め、同号イ(イ) 中「2,940円」を「3,520円」に改め、同号イ(イ) 中「8,400円」を「8,490円」に改め、同号イ(イ) 中「13,090円」を「15,700円」に改め、同号ウ(ア) 中「8,080円」を「9,690円」に改め、同号ウ(イ) 中「80,950円」を「97,140円」に改め、同号ウ(イ) を削り、同号エ中(ア) から(イ) までを削り、(イ) を(ア) とし、(イ) を(イ) とし、同号オ中「容器及び包装試験」を「器具又は容器包装の検査(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)」に改め、同号オ(ア) 中「6,090円」を「7,300円」に改め、同号オ(イ) 及び(イ) を削り、同号オ(イ) a 中「1,570円」を「1,880円」に改め、同号オ(イ) b 中「1,990円」を「2,380円」に改め、同号オ(イ) c 中「3,150円」を「3,780円」に改め、同号オ(イ) d 中「1,890円」を「2,260円」に改め、同号オ(イ) e 中「2,730円」を「3,270円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号オ(イ) 中「1,990円」を「2,380円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号オ(イ) 中「2,310円」を「2,770円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号オ(イ) 中「4,620円」を「5,540円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号オ(イ) 中「11,550円」を「13,860円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号オ(イ) 中「31,180円」を「37,410円」に改め、同号オ(イ) を同号オ(イ) とし、同号カ中「残留抗生物質検査」の次に「(食品衛生法第26条第1項の規定による検査命令に基づく検査を含む。)」を加え、「13,860円」を「14,860円」に改め、同号キ(ア) 中「500円」を「700円」に改め、同号キ(イ) 及び(イ) 中「230円」を「400円」に改め、同号サを削り、同項第2号ウ(イ) 中「2,900円」を「3,200円」に改め、同項第3号ア(ア) から(イ) までの規定中「35,000円」を「36,000円」に改め、同号ア(イ) 中「45,000円」を「46,000円」に改め、同項第4号ウ(イ)、(イ)、(イ)、(イ) 及び(イ) 中「9,600円」を「10,600円」に改め、同号カ(ア) 中「20,000円」を「22,000円」に改め、同号カ(イ) 中「10,000円」を「11,000円」に改め、同号ク(ア) 中「15,000円」を「16,500円」に改め、同号ク(イ) 中「24,000円」を「26,400円」に改め、同項第5号イ(ア) 中「250円」

を「350円」に改め、同号イ(イ)中「2,500円」を「2,800円」に改め、同表第4項第2号ウ中(ウ)を(ウ)とし、(ウ)を(ウ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

- (ウ) 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第1項の規定により行うことができる」とされている同法による改正後の薬事法第26条第1項、第30条第1項又は第34条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査

1 件につき 29,000円

別表第3第5項第13号中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同号備考1中「第115条の30第1項」を「第115条の36第1項」に改め、同項第14号中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改め、同号備考1中「第115条の36第1項」を「第115条の42第1項」に、「第115条の29第1項」を「第115条の35第1項」に改め、同表第6項第2号イ(イ)中「高周波プラズマ発光分析」を「誘導結合プラズマ発光分析」に改め、同号イ(イ) a 中「10,290円」を「11,450円」に改め、同号イ(イ) b 中「5,140円」を「7,770円」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(ウ) 赤外分光分析

- | | | | |
|---|-----------|---------|--------|
| a | フーリエ変換型 | 1 試料につき | 5,250円 |
| b | 顕微フーリエ変換型 | 1 試料につき | 7,560円 |

別表第3第6項第2号エに次のように加える。

- | | | | |
|-----|----------------|---------|---------|
| (ウ) | 液体クロマトグラフィ質量分析 | 1 試料につき | 17,640円 |
|-----|----------------|---------|---------|

別表第3第6項第2号カ(イ)を次のように改める。

(イ) 炭素

- | | | | |
|---|--------|---------|---------|
| a | 3 時間未満 | 1 試料につき | 14,590円 |
| b | 3 時間以上 | 1 試料につき | 21,840円 |

別表第3第6項第2号カに次のように加える。

(ウ) 他核

- | | | | |
|---|--------|---------|---------|
| a | 3 時間未満 | 1 試料につき | 16,700円 |
| b | 3 時間以上 | 1 試料につき | 24,570円 |

(エ) 2D

- | | | | |
|---|--------|---------|---------|
| a | 3 時間未満 | 1 試料につき | 15,540円 |
| b | 3 時間以上 | 1 試料につき | 23,420円 |

(カ) 固体

- | | | | |
|---|--------|---------|---------|
| a | 12時間未満 | 1 試料につき | 64,470円 |
| b | 12時間以上 | 1 試料につき | 82,850円 |

別表第3第6項第3号イからオまでを次のように改める。

イ 硬度試験

- | | | | |
|-----|-------------------|--------------|---------------|
| (ア) | ブリネル、ピッカース、ロックウェル | 1 試料 1 測定につき | 1,890円 |
| (イ) | その他硬度試験 | 1 試料 1 測定につき | 1,780円 |
| (ウ) | 硬さ分布 | 1 試料10測定まで | 2,940円とし、10測定 |

を超えるときは、その超える10測定まで
ごとに2,100円を加算する。

ウ 金属組織試験		
(ア) マクロ試験	1 視野につき	2,100円
(イ) その他金属組織試験	1 視野につき	2,310円
エ 摩耗試験		
テーパー型	1 試料につき	2,200円
オ 非破壊試験		
(ア) X線透過		
a 工業用サイズ	1 枚につき	3,250円
b 特殊サイズ	1 枚につき	5,140円
c その他X線透過	1 測定につき	4,310円
(イ) X線CT		
a 一般	1 測定につき	7,350円
b 連続	1 時間につき	19,530円

別表第3第6項第3号カを削り、同号キを同号カとし、同項第4号ア及びイを次のように改める。

ア 一般撮影	1 視野につき	8,510円
イ 元素分析	1 測定につき	9,770円

別表第3第6項第4号に次のように加える。

ウ マッピング	1 測定につき	16,490円
---------	---------	---------

別表第3第6項第5号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「、直角度」を削り、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号ア(エ)を削り、同号イ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、同項第6号ア(イ)中「940円」を「1,050円」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 脱臭効果試験	1 試料1測定につき	2,520円
------------	------------	--------

別表第3第6項第7号ア中「2,310円」を「2,520円」に改め、同項第8号イ(ア)中「20,580円」を「22,790円」に改め、同号イ(イ)中「4,310円」を「4,730円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 耐電圧試験	1 時間 (1時間未満は、1時間とする。)	
	につき	2,840円
エ 光パワー計測	1 時間 (1時間未満は、1時間とする。)	
	につき	1,680円
オ 光スペクトラム計測	1 時間 (1時間未満は、1時間とする。)	
	につき	5,150円

別表第3第6項第9号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) レベル	1 時間 (1時間未満は、1時間とする。)	
	につき	3,990円
(イ) 周波数分析	1 時間 (1時間未満は、1時間とする。)	

別表第 3 第 6 項第 9 号イからカまでを次のように改める。

イ 振動測定

(7) レベル

につき 4,620円

1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)

につき 3,990円

(4) 周波数分析

1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)

につき 4,620円

ウ 振動試験

1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)

につき 3,780円

エ 腐食試験

(7) 塩水噴霧

長辺15センチメートル以下短辺7センチメートル以下の試料10個(10個未満は、10個とする。)につき、24時間まで3,150円とし、24時間を超えるときは、その超える24時間までごとに1,790円を加算する。

(4) 塩乾湿複合サイクル試験

1 試料24時間まで13,440円とし、24時間を超えるときは、その超える24時間までごとに7,880円を加算する。

オ 恒温恒湿試験

(7) 400リットル以下

1 時間まで950円とし、1 時間を超えるときは、その超える1 時間までごとに420円を加算する。

(4) 400リットル超

1 時間まで1,580円とし、1 時間を超えるときは、その超える1 時間までごとに1,050円を加算する。

カ 耐候試験

1 時間まで1,370円とし、1 時間を超えるときは、その超える1 時間までごとに1,050円を加算する。

別表第 3 第 6 項第 9 号に次のように加える。

キ その他環境試験

1 時間 (1 時間未満は、1 時間とする。)

につき 3,800円

別表第 3 第 6 項第 10 号イ中「2,310円」を「2,520円」に改め、同項第 12 号イ(カ) d を次のように改める。

d 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗

1 試料 1 項目につき 740円

別表第 3 第 6 項第 12 号イ(カ)中「1 試料」を「1 試料 1 サイクル」に改め、同号イに次のように加える。

(シ) 遊離ホルムアルデヒド試験	1 試料につき	5,780円
(ス) 紫外線遮へい率測定	1 試料につき	4,310円

別表第3第6項第12号ウ(ウ)中「1,470円」を「1,580円」に、「110円」を「160円」に改め、同号ウ中(ウ)を(ク)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(ケ) 水分活性試験	1 試料につき	2,840円
------------	---------	--------

別表第3第6項第12号エ中(ク)から(ケ)までを削り、(ク)を(ク)とし、(ケ)を(イ)とし、同号オを次のように改める。

オ 機械金属

動釣合試験

(ア) 100キログラム未満のもの	1 試料につき	6,190円
(イ) 100キログラム以上のもの	1 試料につき	10,080円

別表第3第6項第12号カ(ア)中「1,150円」を「1,260円」に改め、同号カ(イ)中「840円」を「950円」に改め、同号カ(イ)を削り、同号カ(イ)中「1,470円」を「1,580円」に改め、同号カ(イ)を同号カ(イ)とし、同号カ(イ)中「1,050円」を「1,160円」に改め、同号カ(イ)を同号カ(イ)とし、同号カ(イ)中「730円」を「840円」に改め、同号カ(イ)を同号カ(イ)とし、同号カ(イ)中「1,150円」を「1,260円」に改め、同号カ(イ)を同号カ(イ)とし、同号カ(イ)中「1,150円」を「1,260円」に改め、同号カ(イ)に次のように加える。

g 遊離ホルムアルデヒド試験	1 試料につき	5,780円
----------------	---------	--------

別表第3第6項第12号カに次のように加える。

(ウ) 皮革染色堅ろう度試験		
a ドライクリーニング	1 試料につき	1,890円
b キセノンアーク耐光試験	1 試料につき	3,050円
c 洗濯、摩擦、水、酸性汗、アルカリ汗	1 試料1項目につき	740円

別表第3第6項第12号キ(ア)中「1,500円」を「1,790円」に改め、同号キ(イ)中「2,500円」を「2,940円」に改め、同号キ(イ)を削り、同号キ(イ)を同号キ(イ)とし、同項第13号イ中「6,510円」を「3,050円」に改め、同項第17号ア(イ)中「630円」を「740円」に改め、同表第11項第4号ア中「10,000円」を「11,000円」に改め、同号イ(ア)中「16,000円」を「17,600円」に改め、同号イ(イ)中「10,000円」を「11,000円」に改め、同表第13項第8号ア(ア)の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの）	10,000円
30平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの）	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付	14,000円

を要しないもの)	
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの)	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの)	19,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの)	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要しないもの)	26,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（構造計算書の添付を要するもの)	54,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	91,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	220,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	260,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	390,000円
50,000平方メートルを超えるもの	660,000円

別表第3第13項第8号ア(イ)中「ア」を「(ア)」に改め、同号イ(ア) a 中「9,000円」を「13,000円」に改め、同号イ(ア) b 中「5,000円」を「7,000円」に改め、同号イ(イ) a 中「8,000円」を「12,000円」に改め、同号イ(イ) b 中「4,000円」を「6,000円」に改め、同号エ(ア)の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	12,000円

30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	14,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	70,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	130,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	170,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	230,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

別表第3第13項第8号オ(7)中「13,000円」を「19,000円」に改め、同号オ(4)中「9,000円」を「13,000円」に改め、同号カ(7)の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	11,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	18,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	49,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	66,000円

2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	120,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	220,000円
50,000平方メートルを超えるもの	440,000円

別表第3第13項第8号キを次のように改める。

キ 中間検査を受けた建築設備及び工作物に関する完了検査

(ア) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築設備についての法第87条の2において準用する
法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査

1件につき 18,000円

(イ) 法第7条の3第1項の特定工程に係る工作物についての法第88条第1項において準用する
法第7条第1項又は第18条第14項の規定に基づく完了検査

1件につき 13,000円

別表第3第13項第8号クの表を次のように改める。

中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	11,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	18,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	63,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	110,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円

10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	390,000円

別表第3第13項第8号ケ(ア)中「12,000円」を「18,000円」に改め、同号ケ(イ)中「9,000円」を「13,000円」に改め、同号サ(ア)の表を次のように改める。

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要しないもの)	10,000円
30平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要するもの)	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要しないもの)	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要するもの)	24,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要しないもの)	19,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要するもの)	36,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要しないもの)	26,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの(構造計算書の添付を要するもの)	54,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	91,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	130,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	220,000円

5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	260,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	390,000円
50,000平方メートルを超えるもの	660,000円

別表第3第13項第8号シ(7) a 中「9,000円」を「13,000円」に改め、同号シ(7) b 中「5,000円」を「7,000円」に改め、同号シ(7) a 中「8,000円」を「12,000円」に改め、同号シ(7) b 中「4,000円」を「6,000円」に改め、同表第14項第1号イ(4)中「750円」を「950円」に改め、同号ウ及びエ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同項第2号イ中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同号ウ中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同号中クをコとし、キをケとし、カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 法第9条の2第1項、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第2項及び第3項第3号並びに改正法附則第2条第5項括弧書の規定に基づく免許状の更新、確認及び認定

1 件につき 3,300円

キ 法第9条の2第5項及び改正法附則第2条第4項の規定に基づく免許状の有効期間の延長及び修了確認期限の延期

1 件につき 2,000円

別表第3第15項第2号オ中「2,750円」を「2,650円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,500円」に改め、同号キを次のように改める。

キ 道路交通法施行令第37条の6の2第1号に規定する法第108条の2第2項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであって、オに規定する者以外の者に対して行うもの（公安委員会規則で定めるものに限る。）

1 件につき 5,800円（当該講習が認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）

別表第3第15項第2号に次のように加える。

ク 認知機能検査員講習 1 時間につき 700円

第2条 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3第4項第2号ウ(ウ)及び(エ)を次のように改める。

(ウ) 法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査

1 件につき 29,000円

(エ) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査

1 件につき 11,000円

別表第3第4項第2号ウ中(ウ)を削り、(カ)を(ウ)とし、(キ)を(カ)とし、(ク)を削り、同号ウ(ウ)中「、高度管理

医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同号ウ(ハ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(ク)中「、高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同号ウ(ク)を同号ウ(ケ)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第2第9項の改正規定 平成21年4月16日

(2) 第1条中別表第3第5項の改正規定 平成21年5月1日

(3) 第1条中別表第2第34項、別表第3第3項第1号ウ(イ)及び同表第15項第2号オからキまでの改正規定並びに第2条の規定 平成21年6月1日

(4) 第1条中別表第3第13項の改正規定 平成21年7月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県使用料及び手数料条例別表第1第2項第2号及び第3号の規定は、平成22年度以降に入学する者から適用する。